

水道事業における統合以外の連携方策について

1 要旨

水道事業の広域連携の推進にあたり、事情により「統合以外の連携」を選択した市町と、具体的な連携方策に取り組む。

2 現状・背景

○ 「広島県水道広域連携推進方針（令和2年6月策定）」において、「統合以外の連携」を選択した市町は、研修の共同実施をはじめとする事務の広域的処理などに取り組み、業務の効率化を図ることとしている。

○ 広域連携の推進役である県において、21市町（広島市が給水している府中町及び坂町を除く。）のうち、統合以外の連携を選択した7市町*と個別にヒアリングを行い、具体的な連携方策について協議・調整を行った。

（※ 広島市，呉市，尾道市，福山市，大竹市，海田町，安芸太田町）

3 連携方策の概要

(1) 目的

広域連携の枠組みの推進による県内水道事業体の経営基盤の強化

(2) 実施方針

「統合以外の連携」を選択した市町のヒアリング結果や14市町と県で統合に向けて取りまとめた水道企業団の事業計画の内容を踏まえ、企業団及び7市町の双方にメリットがあり、早期に実現可能なものから取り組み、効果の発現を図る。

(3) 実施内容

① 職員研修の共同実施

対 象	県内水道事業体
目 的	人材育成（職員の技術力の維持・向上）
実施方法	広島市・福山市が主催する既存の研修について，県内水道事業体の職員が受講できる枠組みを整理（受講人数の拡大）
実施内容	○ 技術研修を中心に，基礎から専門研修まで幅広い研修を対象 ○ 主に新任・中堅職員を対象
効 果	人材育成のための研修について，各事業体が独自に取り組んでいる研修（内部・外部）のほかに，各事業体がニーズに応じて多様な研修メニューから選択できるような枠組みを整備することで，効果的な人材育成のほか，事務の効率化などが可能となる。
時 期	令和4年11月～

② 情報交換会の開催

対 象	県内水道事業体
目 的	水道事業に係る情報共有及び意見交換
実施方法	県で会議を設置・主催
実施内容	広域連携に係る情報共有等
効 果	企業団及び7市町との情報共有の場を確保することで，県全域を対象とした広域連携への取組の推進が可能となる。
時 期	令和4年度～